

常総市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和6年5月1日

常総市監査委員 松野 浩之

常総市監査委員 小林 剛

記

令和5年度工事監査報告書

- 1 監査執行者
常総市監査委員 松野 浩之
常総市監査委員 小林 剛
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第5項の規定による監査
(工事監査)
- 3 監査の期間
令和5年11月28日～令和6年3月13日
- 4 監査対象工事
内守谷公民館改築工事
- 5 工事概要
 - (1) 工事件名 ①内守谷公民館改築工事(建築・外構1期)
②内守谷公民館改築工事(電気・機械)
③内守谷公民館伐採工事(設計, 工事監査業務委託外工事)
 - (2) 工事場所 常総市内守谷町赤松後2743-2の一部他
 - (3) 設計 株式会社横須賀満夫建築設計事務所
 - (4) 監理者 株式会社横須賀満夫建築設計事務所
 - (5) 工事内容 ①建築・外構1期工事(既存公民館解体工事含まず)

構造	木造平屋建て
仕上げ	サイディング外壁. 鋼板葺き屋根
建築面積	353.84 m ²
延床面積	276.58 m ²
敷地面積	2,648 m ² (公民館用地, 隣地に 3,765.59 m ² の普通財産あり)

②電気・機械工事

電気設備工事 1式

機械設備工事 1式

③伐採工事 (設計, 工事監理業務委託外工事)

伐木竹・伐根・整地 1式

(6) 受注者 ①株式会社染谷工務店

②株式会社秋葉工業

③染谷建設株式会社

(7) 請負金額 ①122,650,000円 (税込み)

② 50,600,000円 (税込み)

③ 6,380,000円 (税込み)

(8) 工期 ①令和5年8月25日から令和6年2月28日まで

②令和5年6月23日から令和6年2月28日まで

③令和5年5月13日から令和5年8月31日まで

6 監査の方法

監査対象工事の契約, 計画, 実施設計, 積算, 検査, 工事監理, 施工等が法令等に基づき, 適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては, 監査対象工事の関係課等 (生涯学習課等) から関係書類の提出を求めるとともに, 関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

また, 工事現場において, 施工状況の確認を行うため, 関係職員等の立会いを求め, 実地監査を行った。

なお, 当該監査における監査対象工事の設計, 積算, 施工, 設備などの専門技術的事項に係る工事技術調査については, 特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラムに委託し, 技術士の派遣を求め, 書類調査及び現場調査を行った。

7 監査にあたった技術士及び委託料

(1) 技術士

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

原田 敬美 技術士 (建設部門) 第 24446 号

石川 敏行 技術士 (電気電子部門) 第 21921 号

西角井 造 技術士 (経営工学部門) 第 72375 号

(2) 委託料134,700円

8 監査結果

監査を実施した結果、対象工事に係る契約、計画、実施設計、積算、検査、工事監理、施工等の処理状況は法令等に従い適正かつ効率的に執行されていると認められた。また、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムからの工事監査に伴う技術調査報告書は別添のとおり、総括的に良好と報告された。しかしながら、専門技術士から課題とされた点については、今後、適切な対応を講じるよう望むものである。

工事監査に伴う技術調査報告書

内守谷公民館改築工事(建築・外構1期)他

令和6年3月13日



目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査実施の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査実施日	1
1.3 調査実施場所	1
1.4 出席者	1
1.5 日程	2
1.6 調査方法	2
1.7 工事概要	3
第2章 調査業務内容	5
2.1 計画	5
2.2 設計	6
2.3 積算	9
2.4 契約	11
2.5 工事監理及び施工	14
第3章 総合評価	19
むすび	20

担当技術士一覧

総合管理技術士

理事長	原田 敬美	技術士（建設部門） 登録 No. 24446 博士（工学）
-----	-------	-------------------------------------

部門統括技術士

建設委員長	石川 敏行	技術士（電気電子部門） 登録 No. 21921
-------	-------	-----------------------------

担当技術士

会員	西角井 造	技術士（経営工学部門） 登録 No. 72375 一級建築士 1級管工事施工管理技士 第三種電気主任技術者
----	-------	---

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL 03-3403-2325 FAX 03-3404-0734

まえがき

本工事調査報告書は、常総市との契約に基づき、表記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（指導，助言）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査実施の概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画，②設計，③積算，④契約，⑤工事監理及び施工等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性，公正性，適正性，経済性，公平性の確認と必要な指導，助言を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日

令和6年2月1日（木曜日）

1.3 調査実施場所

生涯学習センター 会議室2

施工現場 常総市内守谷町赤松後 2743-2 他

1.4 出席者

代表監査委員		松野 浩之
監査委員		小林 剛
生涯学習課	課長	沼尻 俊彦
	課長補佐	松村 芳明
	主査兼係長	町田 誠
	主幹	古矢 潤
資産活用課	課長補佐	片岡 浩之
	主査兼係長	柴 博明
	主任	片野 篤
	主事	中村 真樹
監査委員事務局	事務局長	神林 誠
	局長補佐	吉田 福子

主事

六本木 美希

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

技術士

西角井 造

設計、監理者

株式会社横須賀満夫建築設計事務所

飯村 勝徳

施工業者(午後現地調査のみ出席)

建築・外構 1期

株式会社染谷工務店

宮下 修一

電気・機械

株式会社秋葉工業

秋葉 康太

満和電気工業株式会社

松田 達明

1.5 日程

令和6年2月1日(木曜日)

9時30分 工事概要説明, 書類調査・質疑

12時00分 午前の調査終了

13時20分 現地にて書類調査・質疑, 現地調査

14時50分 調査終了

15時00分 講評

15時20分 監査終了

1.6 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は以下のとおりである。

- ① 担当課による工事経過, 概要の説明
- ② 契約関係書類の調査
- ③ 特記仕様書の調査
- ④ 設計図面の調査
- ⑤ 積算書の調査
- ⑥ 工事監理状況の調査
- ⑦ 施工管理状況の調査
- ⑧ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

1.7 工事概要

工事件名	内守谷公民館改築工事(建築・外構 1 期) 内守谷公民館改築工事(電気・機械) 内守谷公民館伐採工事(設計, 工事監理業務委託外工事)
工事場所	常総市内守谷町赤松後 2743-2 の一部他
発注者	常総市長
担当課	常総市生涯学習課
設計	株式会社横須賀満夫建築設計事務所 当初業務委託料 : 6,050,000 円 (税込み) 変更後業務委託料 : 10,263,000 円 (税込み) 履行期間 令和 4 年 5 月 27 日から令和 5 年 2 月 28 日まで
監理者	株式会社横須賀満夫建築設計事務所 業務委託料 : 7,700,000 円 (税込み) 履行期間 令和 5 年 5 月 18 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
工事内容	建築・外構 1 期工事 (既存公民館解体工事含まず) 構造 木造平屋建て 仕上げ サイディング外壁, 鋼板葺き屋根 建築面積 353.84 m ² 延床面積 276.58 m ² 敷地面積 2,648 m ² (公民館用地, 隣地に 3,765.59 m ² の普通財産あり)
請負者	株式会社染谷工務店 請負代金額 : 122,650,000 円 (税込み) 工期 令和 5 年 8 月 25 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
工事内容	電気・機械工事 電気設備工事 1 式 機械設備工事 1 式
請負者	株式会社秋葉工業 請負代金額 : 50,600,000 円 (税込み) 工期 令和 5 年 6 月 23 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
工事内容	伐採工事 (設計, 工事監理業務委託外工事)

伐木竹・伐根・整地 1 式

請負者 染谷建設株式会社

請負代金額 : 6,380,000 円 (税込み)

工期 令和 5 年 5 月 13 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

第2章 調査業務内容

2.1 計画

本事業の計画についての調査確認事項は以下のとおりである。

(1) 内守谷公民館の現状

内守谷公民館は、昭和49年4月に新築され、和室の他調理室が備わった木造平屋の建物で、平成30年には382件、延べ6,363名の利用があり、令和元年には234件、延べ5,934名の利用があった地域活動の拠点である。

新築から50年近くが経過しており、設備機器の故障の頻発等老朽化が問題となっていた。

(2) 市上位計画の中での位置づけ

平成30年3月に策定された「じょうそう未来創生プラン 基本構想」、第2章 施策の大綱、施策大綱3 学校教育・生涯学習の推進、(2) 生涯を通じた学習活動を促進する、の中の①生涯学習に「子どもから高齢者までの学習ニーズに対応する生涯学習を目指すために整備する施設」として「公民館」が記されており、「老朽化対策」に取り組む方針が示されている。

また、令和5年3月に策定された「じょうそう未来創生プラン 後期基本計画」、Ⅲ学校教育・生涯学習の推進、の2-2 生涯学習に「生涯学習の拠点となる社会教育施設については、維持管理が課題となっている施設が多数あることから、計画的な施設の管理と更新が必要」とされており、「社会教育施設については、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに計画的に更新を行います」として社会教育施設の整備が挙げられている。

本計画は、市上位計画の方針と整合が図られており適切である。

(3) 工事計画の妥当性

内守谷地区には、内守谷公民館以外に地域活動の拠点となる施設がないことから、当該施設の公民館機能を維持しつつ、洪水被害等の防災拠点として整備する方針としている。

また、高齢化も見据え、建物のバリアフリー化を計画している。

当該計画では、地域住民22名を代表とする公民館検討委員会が組織され、意見交換及び要望の聞き取り等を行っている。開催回数は令和3年から計8回に及び、具体的な要望として、収納の開き勝手や屋外の洗い場設置等が挙げられており、設計に反映されている。

なお、県、国等の補助金、助成金の該当がないため一般財源及び起債（一般単独事業債）にて本事業を推進することとしている。

工事の計画策定経緯は妥当である。

(4) 関連工事相互間の調整

現在使用している既存公民館を残置・運用したまま隣に新しい公民館を建設する手順で建築確認申請を認めてもらえたため、工事期間中の代替施設を考慮する必要がない計画となっている。

工事期間中は、既存の公民館と工事現場を区画し、動線が交わらない仮設計画としている。

新築工事に先立ち、雨水浸透施設や浄化槽設備を設置する敷地北側の竹林の伐採を計画した。

設計事務所による工事監理対象として建築・外構 1 期工事及び電気・機械設備工事を予定しており、施工会社だけでなく工事監理者による関連工事相互間の調整が予定されている。

なお、本監査対象外工事として、既存公民館の解体工事及び外構 2 期工事が計画されている。

関連工事相互間の調整は適切である。

本工事は、上位計画の方針に整合し、工事計画の策定手続き及び関連工事相互間の調整が行われている。本工事は計画は適切である。

2.2 設計

本工事は設計についての調査確認事項は以下のとおりである。

(1) 事業目的への適合

本建物は、既存の公民館機能を維持しつつ、バリアフリー化及び防災拠点機能の追加を目的として整備される施設である。このため、基本設計、実施設計を分けることなく、既存の公民館の室配置を基に設計事務所に設計業務を委託をすることで、目的に適合した施設の設計が可能である。

なお、地域拠点としての活用は、公民館検討委員会を組織・運営することにより利用者の要望を吸い上げる配慮が成されている。

(2) 設計基準・設計資料等の整備状況及びその運用

実施設計図に日付の記載がない。履行期間から外れた日付が残らないようにする趣旨との説明であるが、成果物の提出日は記録として重要である。図面への作成日付は記載するようにされたい。

(3) 法令等への適合

法令規則等への準拠の確認は、本事案の設計の業務受託している設計事務所が取得している ISO9001 に記載されている法令チェック項目を網羅す

ることで確認できているとの回答であったが、社内基準の内容の説明及びその基準に準拠できていることの根拠書類が成果物として提出されていない。第三者が客観的に確認することができない状態である。今後はチェック表等を成果物として提出するよう仕様を改められたい。

(4) 事前調査

成果物として提出されているスウェーデン式サウンディング試験による地質調査報告書を確認した。

伐採工事についての事前調査は実施されていないが、内守谷公民館伐採工事仕様書に範囲、樹種等が記載されていることを確認した。

既存公民館の解体に先行して実施しなければならない既存公民館のアスベスト含有調査（及びその結果を反映させる解体工事設計）については、当初の実施設計業務委託に含まない仕様となっていたが、地域住民との協議に際し必要となったため、追加業務委託として発注することとなったとの説明である。（次の(5)で詳述）

(5) 現場状況への適合

令和4年5月26日締結の実施設計等業務委託契約時点で含まれていない以下の業務を追加した業務委託変更契約を令和4年11月7日に締結している。

- ・地盤調査
- ・解体工事实施設計

後者2については、別途設計項目として解体設計工事時の業務委託項目と考えていたとの説明である。しかし、前者1の地盤調査については実施設計をする上で必須の調査である。既存建物建設当時の地盤調査報告が存在する等特別な場合を除き設計仕様に組み込むことが適切である。

(6) 仕様書、設計図書、明細書

仕様書、設計図書等の調査確認事項は以下のとおりである。

- ・敷地（図番：A-03, 04, 05）

改築する公民館の敷地の範囲表示が不明確であった。確認したところ、境界石が確定できていないポイントがあるため敷地図面に明確に境界線を図示しなかったとの説明であった。

なお、改築する公民館と既存の公民館の建築確認申請上の敷地は同一である。

- ・トイレ扉（図番：A-17, 18）

男子トイレと女子トイレの入り口扉が建具表に記載されていなかったため確認したところ、いずれのトイレもバリアフリーの観点で扉を設けない設計としたとの回答であった。建具の位置を示した平面図

(キープラン) が分かりにくい。わかりやすい表記とすることが適切である。

- 地盤改良 (図番 : A-11, 12)

周囲の住民から、当該敷地に前に建っていた建物の残材が埋まっている可能性があるとの情報を得たため、平板載荷試験等(地質調査のひとつの方法)により敷地上層部の支持力を確認し、機械攪拌式工法による地盤改良工事を行うことに決定したとの説明を受けた。

- 電気幹線引き込み (図番 : E-01)

改築する公民館への電気引き込みは既存公民館への電気引き込み幹線を利用する設計である。

- 電気容量 (図番 : E-02, 03)

電力会社との電気契約容量は、使用する機器の電力を積み上げ、同時使用率を乗じて決定している。

- 非常灯, 誘導灯, 非常警報設備 (図番 : E-09)

非常照明等の 1 基あたりのカバー(受け持ち)範囲について説明を受けた。

- 将来用カラ配管

将来の設備増設を考慮し、電気・通信配線の将来用予備配管を 1 本設けているとの説明を受けた。

- 上下水道の引き込み (図番 : M-01)

改築する公民館への上水道の引き込みは既存公民館への上水道引き込み管を利用する設計である。

- 浄化槽設備 (図番 : M-04~08)

公共下水道への接続はなく、容量 25 人槽の浄化槽設備を導入し、浄化した水を敷地内の浸透設備で敷地内浸透させる設計としている。

- 雨水処理 (図番 : M-09)

屋根及び建物まわりの雨水は、敷地内の浸透設備で敷地内に浸透させる設計としている。

- 冷暖房方式 (図番 : M-11)

建物規模が小さいため電気式ヒートポンプエアコンを採用している。エアコン室内機の結露水については建物外部に導いて建物まわりの浸透枳で敷地内浸透させる設計としている。

(7) 工期の設定

設計工期の概要について説明を受けた。工事内容に照らして概ね妥当な工期が設定されているものと判断する。

(8) 維持管理への配慮

公民館の鍵は定められた地域の住民が管理を行っている。屋外の水栓は鍵付きとし、公民館使用時にのみ貸し出しを行うことになっている。

施設規模，利用形態，工事コスト等を鑑み，太陽光発電システムや蓄電システムは採用していないが，防災拠点とし機能させるため，外部コンセントを設け，屋根庇の出を大きくし，敷地内に広い駐車スペースを確保している。また，屋外に防災倉庫を設けている。

まとめ

成果物の提出日は記録として重要である。図面への作成日付は記載するようにされたい。

設計図書に法令チェック表があると法令への適合に遺漏がないか第三者にわかりやすい。法令チェック表の添付が適切である。

地盤調査は実施設計をする上で必須の調査である。既存建物建設当時の地盤調査報告が存在する等特別な場合を除き設計仕様に組み込むようにされたい。

キープランのトイレ出入口の表現にわかりにくいところがあった。設計意図がより明確に伝わるようわかりやすい表現を心がけて頂きたい。

設計図及び特記仕様書のその他については，施工に必要な内容が記載され概ね適切である。

2.3 積算

本工事の積算についての調査確認事項は以下のとおりである。

(1) 積算基準，積算単価，数量，歩掛等の整理状況及び運用

積算は実施設計業務委託に含まれる業務のため，常総市（生涯学習課）として独自のシステムを採用しているわけではない。

積算単価は，茨城県営繕課営繕単価を採用している。営繕単価にない項目については建設コストに係る刊行物の単価を採用し，刊行物にもない単価については原則 3 者から参考見積を取り最も安い単価に過去の実績を踏まえた適切な掛け率を乗じて算出しているとの説明を受けた。

なお，数量，歩掛は業務受託設計事務所が想定した値を採用している。

上記積算資料は，資産活用課のキャビネットに 2 年保管した後，倉庫で 8 年保管する規定になっている。

(2) 単価，数量の積算根拠

単価，数量等の積算根拠についての調査確認事項は以下のとおりである。

- ・ 建築No.10-番号 2 土工事 地盤改良工事 湿式深層混合処理工法 1 式

の単価 8,640,000 円は、3 者から参考見積書を取得し、その最低金額に設計事務所の定めた査定率を乗じて決定している。

3 者見積比較表の提示を求めたが、その場で資料を見つけることができなかった。このため、後日提出された資料により 3 者見積書及び 3 者見積比較表を確認した。(以下調査時の資料提示がなく、後日の資料提示により確認した項目について〔方法Aにより確認〕と記す。)

・建築No.12-番号 4 鉄筋コンクリート 基礎 数量 52.9 m³及び土間数量 49.7 m³は図面から各所の数量を拾いそれらを合計した数値である。また、それらの単価 16,200 円は RIBC (地方自治体が利用している一般財団法人建築コスト管理システム研究所の営繕積算システム) 標準単価を採用していることを方法Aにより確認した。

・建築No.16-番号 7-(1) 構造用集成材 数量 15.52 m³の単価 291,840 円は、3 者から参考見積書を取得し、その最低金額に設計事務所の定めた査定率を乗じて決定していることを方法Aにより確認した。

・建築No.17-番号 7-(2) 構造用集成材 数量 303.30 m²が計上されているが、実施設計図 W-12 の壁量計算で柱等に打ち付けられる構造用合板の強度計算はされていない。計算上耐力に含まれない構造用合板を筋交いと合わせて採用した理由を確認したところ、内装のビニールクロス及び外壁のサイディングボードは、筋交いのみとした場合、経験上破れやひび割れが発生しやすいため、構造計算対象とはしないものの上記仕上げの下地には構造用合板を採用したとの説明を受けた。地震の後のビニールクロスの破れ及び外装サイディング割れの補修費用を抑制するために予め対応した方が適切と設計事務所が判断したもので、所管担当も了解した上で採用しているとのことである。

・建築No.39-外構番号 2 残土処分 数量 147.0 m³は図面から各所の数量を拾いそれらを合計した数値である。また、単価 7,070 円は積算ポケット手帳の土木工事施工単価から採用していることを方法Aにより確認した。

・電気No.9-番号 1 幹線設備工事 分電盤 LP-M 1 面の単価 1,130,000 円は見積単価に所定の雑材料、電工労務費歩掛り等の費用を加えた複合単価である。複合単価表を方法Aにより確認した。しかし、見積書は 1 者のものしかなく 3 者からの参考見積書取得が励行されていない。規定に則って 3 者からの参考見積書取得が適切である。

・電気No.14-番号 4 コンセント設備工事 ケーブル EM-EEF2.0-3C (木部) の数量 193mは図面から各所の数量を拾いそれらを合計した数値であることを方法Aにより確認した。

・電気No.25-番号 6 合併浄化槽設備 25 人槽 1 基 単価 2,980,000 円

は 3 者から参考見積書を取得し、その最低金額で決定していることを方法 A により確認した。

・電気No.26-番号 7 雨水浸透処理施設埋設設置工事 1 式の単価 1,932,610 円は 3 者から参考見積書を取得し、その最低金額で決定していることを方法 A により確認した。

・電気No.32-番号 11 保温断熱工事 1 式の単価 434,760 円は別紙明細で積算した金額である。別紙明細のスパイラルダクト径 100mm の数量 13.2 m 及び径 150mm の数量 41m について方法 A により提示された計算書によって確認した。また、それぞれの単価 2,340 円及び 2,940 円が RIBC 単価を採用していることを方法 A により確認した。

まとめ

積算資料及び特記仕様書は、施工に必要な内容が記載されており概ね適切である。

また、積算の数量計算及び単価の採用方法も概ね適切である。

分電盤の参考見積取得が 3 者ではなく 1 者からであった。規定に準じて 3 者から取得することが適切である。

なお、調査時の質問に対する資料提示に手間取り、時間の関係で後日の資料提示によって確認しなければならない項目が多かった。

質問概要を 1 週間前に提示して質問の内容をある程度通知をしているはずである。書類調査は監査委員に工事が適切であるか理解して頂くための場である。効率的に調査を進めるために事前準備をして臨む姿勢が望まれる。

2.4 契約

本工事の契約についての調査確認事項は以下のとおりである。

《実施設計業務委託》

(1) 会社選定方法

内守谷公民館改築実施設計等業務委託は、一般競争入札方式で実施された。予定価格は 8,580,000 円（税別）で事前公表である。最低制限価格の設定はない。令和 4 年 4 月 22 日に公告を行い、令和 4 年 5 月 25 日を入札締め切りとしたところ 11 者から応札があった。令和 4 年 5 月 26 日に開札を行い、最も安値で入札した株式会社横須賀満夫建築設計事務所が 5,500,000 円（税別）で落札した。落札率は 64.10% である。

(2) 契約事務手続き

業務委託契約締結に係る起案用紙及び連絡票を確認した。令和4年5月26日に締結された内守谷公民館改築実施設計等業務委託契約書の原本を確認した。履行期間は令和4年5月27日から令和5年2月28日まで、業務委託料は6,050,000円（消費税550,000円含む）である。

令和4年5月26日付けの東日本建設業保証株式会社の契約保証証及び令和4年5月27日付けの前払金保証書の原本を確認した。

《実施設計業務委託変更契約（第1回変更）》

(1) 契約変更経緯

内守谷地区住民との協議のため既存公民館の解体工事の実施設計が必要となった。既存公民館が建設された時期の建材にアスベストが含まれていることが多い。このため、解体工事の実施設計に先立ちアスベスト含有調査も必要となった。

また、公民館改築にあたって地盤調査を実施していなかったが、「2-2設計」「(5)現状状況への適応」で述べたとおり、業務仕様書に記載がなかった項目である。

このため、契約変更項目に追加されることになった。

(2) 契約事務手続き

作成日が令和4年10月19日の連絡票の原本を確認した。決裁日の記載漏れがあった。

起案が令和4年10月19日、決裁が令和4年10月27日の起案用紙の原本を確認した。同起案用紙及び添付の設計金額通知書には変更設計額10,285,000円（税込み）（4,235,000円の増額（税込み））の記載がある。

令和4年11月7日に締結された内守谷公民館改築実施設計等業務委託変更契約書（第1回変更）の原本を確認した。変更委託料は4,213,000円（消費税383,000円含む）の増で起案金額内である。

なお、履行期間に変更はない。また、前払金、部分払い等はない。

《内守谷公民館改築工事監理業務委託》

(1) 会社選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により内守谷公民館改築工事監理業務委託は、実施設計を担当し当該設計に最も精通している株式会社横須賀満夫建築設計事務所に随意契約で発注することに決定した。

(2) 契約事務手続き

作成日が令和5年5月17日、回付日が令和5年5月（日付は空欄）の連

絡票の原本及び、作成日、回付日が同じ記載の起案用紙の原本を確認した。連絡票の見積価格は7,700,000円（税込み）である。

なお、内守谷公民館改築工事監理業務委託設計書の「請負に附する額又は請負額」は7,777,000円（税込み）で計算金額内である。

令和5年5月17日に締結された内守谷公民館改築工事監理業務委託契約書の原本を確認した。履行期間は令和5年5月18日から令和6年3月31日まで、業務委託料は7,700,000円（消費税700,000円含む）である。なお、前払金、部分払い等はない。

内守谷公民館改築工事に先だって公民館まわりの竹林の伐採工事が実施されている。

伐採工事についての設計事務所による設計及び監理業務委託はない。

《内守谷公民館伐採工事》

(1) 会社選定方法

地方自治法施行令第167条の第1項の規定により3者による見積合せにより施工会社を決定している。予定価格は6,677,000円（税抜き）である。

令和5年5月12日の見積書開封に係る見積経過書を確認した。

見積書提出会社は3者である。3者の内最も安価な見積書を提出した染谷建設株式会社に5,800,000円（税抜き）で内守谷公民館伐採工事を発注することに決定した。

(2) 契約事務手続き

令和5年5月12日に締結された内守谷公民館伐採工事請負契約書の原本を確認した。履行期間は令和5年5月13日から令和5年8月31日まで、請負代金額は6,380,000円（消費税580,000円含む）である。前金払、中間前金払、部分払はない。

《内守谷公民館改築工事（建築・外構1期）》

(1) 会社選定方法

内守谷公民館改築工事（建築・外構1期）は、条件付一般競争入札方式で実施された。予定価格は115,070,000円（税抜き）で事後公表である。最低制限価格は91,796,095円（税抜き）である。

令和5年5月29日に公告を行い、令和5年6月21日を入札締め切りとしたところ1者から応札があり1者が辞退した。

令和5年6月22日に開札を行ったところ、入札した1者の応札金額が予定価格を下回り最低制限価格を上回っていたため、当該会社：株式会社染谷工務店が落札した。落札金額は115,000,000円（税抜き）、落札率は

99.93%である。

(2) 契約事務手続き

工事請負契約締結に係る起案用紙を確認した。令和5年8月24日に締結された内守谷公民館改築工事（建築・外構1期）請負契約書の原本を確認した。工期は令和5年8月25日から令和6年2月28日まで、請負代金額は122,650,000円（消費税11,150,000円含む）である。

令和5年8月24日付けの東日本建設業保証株式会社の契約保証証及び令和5年8月24日付けの前払金保証書の原本を確認した。

《内守谷公民館改築工事（電気・機械）》

(1) 会社選定方法

内守谷公民館改築工事（電気・機械）は、条件付一般競争入札方式で実施された。予定価格は47,470,000円（税抜き）で事前公表である。最低制限価格は43,582,800円（税抜き）である。

令和5年5月29日に公告を行い、令和5年6月21日を入札締め切りとしたところ3者から応札があった。

令和5年6月22日に開札を行ったところ、入札した3者の応札金額が予定価格を下回り最低制限価格を上回っていた。このため、もっとも安価で入札した株式会社秋葉工業が落札した。落札金額は46,000,000円（税抜き）、落札率は96.90%である。

建築・外構1期の予定価格が事後公表であるのに対して、電気・機械の予定価格は事前公表である。入札方法の規定に適合しているか念のため確認されたい。

(2) 契約事務手続き

工事請負契約締結に係る連絡票を確認した。令和5年6月22日に締結された内守谷公民館改築工事（電気・機械）請負契約書の原本を確認した。工期は令和5年6月23日から令和6年2月28日まで、請負代金額は50,600,000円（消費税4,600,000円含む）である。

令和5年6月22日付けの東日本建設業保証株式会社の契約保証証及び令和5年6月23日付けの前払金保証書の原本を確認した。

まとめ

会社選定経緯、入札手続き、契約事務手続き等は概ね適切である。

契約締結に係る起案用紙及び連絡票の決裁日等に抜けが見られた。空欄としておいても常総市の規定に抵触しないか念のため確認されたい。

2.5 工事監理及び施工

設計事務所の工事監理業務受託外の《伐採工事》の施工状況について先に述べ、次いで《工事監理》、《建築・外構1次工事》、《電気・機械工事》のそれぞれの状況について述べる。

《伐採工事》

(1) 工程管理

内守谷公民館伐採工事は、当初設定工期どおりの令和5年5月13日に着工し、令和5年8月31日までに無事完了している。

(2) 諸官庁等事務手続き

着手届の原本を確認した。

現場代理人及び主任（監理）技術者選任届を確認した。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書を確認した。

完成工事調書を確認した。完了検査時に指摘はなかったとの説明である。

(3) 施工計画書

内守谷公民館伐採工事施工計画書を確認した。

(4) 工事と設計図書との整合性

現場巡回時に伐採地は整地され残置物はないことを確認した。

(5) 法令等の遵守

施工体制台帳、施工体系図を確認した。

埋蔵文化財の現地確認結果の書類を確認した（対象地域外の確認）。

建設廃棄物処理委託契約書及びマニフェストの写しを確認した。

(6) 現場保安措置及び災害対策

近隣に配布した工事のお知らせチラシを確認した。

工事中のクレーム等は特になかったとの説明を受けた。

施工体制台帳、施工体系図を確認した。

工事中の記録として新規入場者教育、KY活動記録、体調管理チェック表等があるとの説明を受けた。

《工事監理》

(1) 監理者

設計事務所の監理者として建築担当が正副二名、構造担当が一名、設備担当が一名の体制で工事監理に臨んでいるとの説明を受けた。

木造建築物のため工場製作物等が少なく、現場で直接指示することが多いとのことである。

(2) 工事監理方法

管理業務実施計画書に基づいた監理を実施しているとの説明を受けた。
令和5年9月～12月の工事監理業務報告書を確認した。

毎週金曜日の午前中に実施している定例会に、市役所所管課担当、工事監理者、各工事の代理人が出席し、工事相互間の工程の調整、検討事項、確認事項等について打合せをしている。

(3) 検査、立合い、承認

地盤改良工事承認図の監理者承認印を確認した。

材木のプレカット図の監理者承認印を確認した。

監理者の調査記録は特に残しておらず、工事監理業務報告書（月報）に文章として残している。

また、監理物の立会写真は特に撮影しておらず、施工写真に写り込むようにしているとの説明であった。

(4) 設計変更

軽微な変更はあるとの説明である。

仮設工事を一部省略して軽微な追加工事に充てている。

《内守谷公民館改築工事（建築・外構1期）》

(1) 工程管理

予定工程の出来高は90%であるが、現在の出来高は85%程度で5%程度の遅延が発生している。内装工事に入っているため遅れの挽回には目途がついているとのことである。

(2) 諸官庁等事務手続き

着手届を確認した。

現場代理人及び主任（監理）技術者選任届を確認した。

監理技術者資格者証、監理技術者講習履歴を確認した。

労働基準監督署に特定元方事業者の届出をしており安全巡回している。

適用事業者報告は本社一括でしているとの説明であった。

(3) 施工計画書

総合施工計画書、地盤改良工事施工計画書を確認した。

施工体制台帳、施工体系図を確認した。

一級技能検定合格者証（鉄筋）及び（大工工事作業）の写しを確認した。

(4) 工事と設計図書との整合性

内装工事の作業員が多いため、屋外を中心に現場の状況を確認した。
外構仮設が実施設計より簡易になっているが、その他は概ね実施設計図、積算書に準じた仕様となっている。

細かい部分の納まりに配慮がなされていた。

(5) 法令等の遵守

現場巡回時に法定掲示物が掲示されていることを確認した。

(6) 各種検査，材料試験記録

配筋検査記録を確認した。

工事写真を確認した。

建設廃棄物処理委託契約書およびマニフェスト（1回分）を確認した。

廃棄物の分類は鉄，木材，サイディング，ボード，コンパネの5種類である。

(7) 主要材料，出納及び保管

生コンクリートの納品書の提出を求めたが，まとめられていないとの回答で確認できなかった。

(8) 現場保安措置及び災害対策

近隣説明会に替え，挨拶文を持って近隣に配布している。現在のところクレームはないとのことである。また，労働災害も発生していない。

朝礼でKY活動を行い，本社の安全パトロールが巡回している。

工事現場との境のA型バリケードには夜間LEDライトを点灯して安全を図っている。

東側住戸に比較的近いので，メッシュシートで境界を設け視線を遮り，防塵対策をしている。

低騒音型重機を使用していることを工事写真で確認した。

作業員の休憩所は建築，外構，電気，設備兼用である。エアコン，冷蔵庫，ウォータークーラー，消火器が設置されていた。清掃，整理整頓もされていた。

作業員の休憩所には緊急連絡票の掲示がなかった。掲示されたい。

安全衛生日誌及び新規入場者教育記録の提示を求めたが，調査会場に持参していないとのことで確認することができなかった。

《内守谷公民館改築工事（電気・機械）》

(1) 工程管理

予定工程の出来高は90%であるが，現在の出来高は70%程度で20%程度の遅延が発生している。金額が嵩む機器類の搬入が遅れていることが原因で，内装工事が進めば機器類の取り付けができるので挽回には目途がついているとのことである。

(2) 諸官庁等事務手続き

着手届を確認した。

現場代理人及び主任（監理）技術者選任届を確認した。
監理技術者資格者証，監理技術者講習履歴を確認した。
適用事業者報告は本社一括で行っているとの説明であった。

(3) 施工計画書

施工体制台帳，施工体系図を確認した。
一級電気工事士免状，一級建築板金検定合格者証を確認した。

(4) 法令等の遵守

現場巡回時に法定掲示物が掲示されていることを確認した。

(5) 各種検査，材料試験及び記録

月報を確認した。

自主検査（社内検査）記録の提示を求めたが，竣工提出図書のため本社に提出中とのことで確認することができなかった。

機械工事の工事写真を確認した。電気工事の工事写真はまとめ中とのことで確認することができなかった。

(6) 主要材料，出納及び保管

電気盤及び雨水浸透槽の納品書を確認した。

(7) 現場保安措置及び災害対策

小学校が近いので工事車両の進入時間帯の制限を設けている。

安全活動としてKYミーティングを実施しているとの説明があった。

新規入場者アンケートを確認した。

まとめ

《伐採工事》は概ね適切に実施されたものと推定する。

《工事監理》は概ね適切である。

《建築・外構1次工事》は概ね適切であるが，以下の不備を確認した。

- ・作業員の休憩所には緊急連絡票の掲示がなかった。
- ・生コンクリートの納品書がまとめられていなかった。
- ・安全衛生日誌及び新規入場者教育記録が技術調査会場に持参されていなかったため，確認することができなかった。

《電気・機械工事》は概ね適切と判断するが，以下の不備により確認できなかった事項があった。

- ・自主検査が竣工図書作成のため調査会場に持参されていなかった。
 - ・電気工事の工事写真はまとめ中のため調査会場に持参されていなかった。
- 工事監査に係る技術調査の対象資料は調査会場に準備するようにされたい。

第3章 総合評価

今回の調査で、特に大きな指摘すべき事項はない。今後とも良い点はさらに伸ばし、問題点は早急に改善することが望ましい。気が付いた点、課題等以下に書き留める。

(1) 計画

本工事は、上位計画の方針に整合し、工事計画の策定手続き及び関連工事相互間の調整が行われている。本工事は計画は適切である。

(2) 設計

設計については以下を指摘したい。

- ・ キープランのトイレ扉等わかりにくい表現の図面があった。
- ・ 図面の作成日付の記載がない。日付を記載することが適切である。
- ・ 成果物として法令チェック表を追加することが適切である。
- ・ 実施設計時までに地盤調査を実施すべきである。

その他については、施工に必要な内容が記載されており概ね適切である。

(3) 積算

積算は、施工に必要な内容が記載されており概ね適切である。

一部に3者からの参考見積ではなく1者のものがあつた。原則に準拠することが適切である。

なお、準備不足により調査日に資料が閲覧できない項目が複数あつた。

調査時の質問に対する資料提示に手間取り、時間の関係で後日の資料提示によって確認しなければならない項目が多かつた。

書類調査は監査委員に工事が適切であるか理解して頂くための場である。効率的に調査を進めるために事前準備をして臨む姿勢が望まれる。

(4) 契約

会社選定経緯、入札手続き、契約事務手続き等は概ね適切である。

契約締結に係る起案用紙及び連絡票の決裁日等に抜けが見られた。規定に準拠しているか確認されたい。

(5) 施工

工事監理および施工は概ね適切である。

一部、技術調査の対象資料が調査会場に準備されていないものがあつた。事前準備をして臨むことが望まれる。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が市民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も適切な公共工事の実施を要望する。